

## 1. 保育現場の現状と課題

### ○保育所に期待される役割の拡大

保育現場では、子どもの最善の利益を基本に置いた真摯な取組

(例)

- ・保護者に対する支援（養育困難な家庭の増加、地域の子育て支援への対応）
- ・3歳未満児の受入れ拡大に伴う健康・安全のきめ細かい対応
- ・発達障害を含めた障害を持つ子どもの受入れの増加
- ・食育の推進
- ・発達段階に応じた幼児教育の充実

→保育所・保育士に求められる資質や専門性は深化・拡大

### ○保育士（国家資格化による）多忙化とそれに見合わない待遇

→将来的に優れた人材の確保が困難になる懸念

- ・限られた職員による業務の多忙化（保護者対応、研修、保育の諸準備等）
- ・規制緩和によるパート保育士の増加、正規職員の負担増大
- ・他職種と比べて低位な給与水準

### ○地方の現状と課題

#### ・保育水準の地域間格差

- ・現在の保育所は国の定める運営費だけで運営することは困難  
(自治体が独自の追加財源を充てて運営費を増額している)
- ・財政状況や首長の姿勢で保育水準に地域間格差

#### ・都市部と地方の直面する課題の違い

- ・都市部：待機児童の解消のための保育サービスの拡充
- ・地方：厳しい財政状況の中での保育機能の維持

課題がある現状の中で認可保育所は質の高い保育実践と保育所機能を發揮しているが、それは保育所や保育者の自助努力の上に成立しており、更に十分に発揮するためには大幅に保育環境の改善を図る必要がある。

## 2. 保育事業の拡充

### ○保育環境及び職員の処遇の改善による保育の質の確保

(例)

- ・保育所の開所時間（11時間）と保育時間（8時間を基本）を前提とした職員配置の整合性の確保
- ・保育士の配置基準の改善（1・2歳児や3歳児の基準）
- ・専門的職員（看護師、栄養士、障害児対応、）の配置
- ・他職種との均衡のとれた保育所職員の処遇（給与）の改善

### ○職員の専門性、資質の向上のための施策の推進

(例)

- ・保育所施設長、主任保育士の資格化
- ・保育士資格・養成制度の改善（例：国家試験の導入、専門・上級資格の創設）
- ・地方自治体による研修体制の確保

### ○地域の子育て支援など保育所機能を活用した事業の充実強化

- ・全ての児童を対象とした地域子育て支援、一時保育、放課後児童対策及び個別訪問事業など、保育所を基盤とした保育事業を再構築（カウンセリングや看護などの基本的な対応を含む）

### ○地方での保育サービスの財源確保のための仕組みの構築

- ・地方自治体において、保育サービスの拡充や計画的な基盤整備などが可能な安定的財源を確保できる財源確保の仕組み
- ・待機児童解消対策としては、特別な対策（時限的・指導強化等）を数年間集中的に投入し解消

### 3. 保育制度改革について

#### ○保育制度改革への危惧

- ・保育所が福祉的側面に加え少子化対策や就労支援に果たす役割が益々強くなる中で、保育制度への直接契約、直接補助の導入などの市場原理の導入、保育所最低基準を標準基準に改めることなどの保育制度改革議論があるが、保育や少子化対策で最も必要なのは「安心感」であり、これらの改革は保育現場の考え方とは全く相反するものであり危惧している。

#### ○都市と地方の格差

- ・保育を巡っては、大都市では待機児童の解消が長年にわたる国の重点課題となっている一方、少子化の影響で多くの市町村では、保育所の定員割れが進むなど大都市と地方では格差があり、制度改革議論は、大都市の問題に偏った議論となっているきらいがあり、地方の実情を十分考慮すべきである。
- ・直接契約制度の導入等の保育所保育制度改革の議論があるが、待機のない地域では現行制度においても「保育に欠けない」場合でも「選択的」に「直接契約」で入所可能である。
- ・保護者による保育所の選択が保障されないことを理由とする保育制度改革議論は、恒常的な待機児童を抱える一部の大都市の量的整備の問題であり、全国的に影響を及ぼす制度改革の問題ではない。
- ・少子高齢化が一層深刻化し、若者の都市への流出が問題とされる地方にとって、市町村が子育て支援に責任をもって取り組むことはこれまで以上に重要であり、その中核となる保育に対する市町村の関与を安易に後退させるような制度改正は適当ではない。

#### ○直接契約制の導入

- ・現在の保育所への入所の仕組みは、保護者の希望と公的保障で安心感のある児童福祉に配慮した優れた仕組である。
- ・市場原理に基づく直接契約方式等への変更は、親の所得による保育待遇の格差や、保育の提供者による不適切な選択等により真に保育が必要な子どもが排除されるなど福祉の後退の恐れがある。

- ・保育制度については、当審議会の今回の「基本的考え方」においても公的性格・特性として5つの点を指摘しているが、現行の保育制度の契約の仕組みは、保護者の保育所の選択を保障しつつ、保育所の公的性格・特性に配慮されており、保護者にとって安心できる仕組みである。
- ・一方、直接契約制度の導入は、選択者である保護者の意向のみが強く反映され、子どもの福祉が軽視されたり、更には、保育内容がゆがめられたり保育料に過度の競争を強め、地域の保育機能を崩壊させる恐れがある。
- ・直接契約制については、介護保険制度に見られるように、営利を追求する余り、職員の給与・勤務条件等において過度の効率化が行われ、これが悪循環となり適正な施設運営が確保されない状況が生じている。
- ・保育は、単なる託児ではなく子どもに良好な育成環境による生活を保障し次世代の担い手を育成するという公的性格を持つものである。
- ・全国各地に均質で安心できる保育所の整備が必要であり、競争により保育の質や保育料に格差が生じる直接契約制は、保育関係者はもとより保育所を利用する保護者も望んではいない。
- ・保育制度の議論は、子どもの立場に立ち、地方の実情を踏まえた議論を慎重にしっかりと行うべきである。

### ○ 保育所入所要件の見直し

- ・「保育に欠ける」という保育所の入所要件の見直しは多少の拡大は必要としても、待機児童のいる地域では真に入所が必要な子どもの入所ができなくなる恐等、福祉政策上、雇用政策上からも必要である。
- ・そのためには、保育所の整備等による待機児童の解消とともに児童福祉の後退を招かない措置と国及び地方公共団体における財源確保が必要である。

### ○最低基準の見直し

- ・保育所の最低基準を標準基準とし、具体的な基準を市町村に委ねることは、市町村の財政事情等により保育環境が悪化する恐れがあり、国の最低基準は全国の保育所の質の確保のために必要である。
- ・健やかな子どもの成長のために国が責任をもって保育の質を確保する最低基準を維持すべきである。